

土浦市監査委員告示第1号

地方自治法第199条第14項の規定により、令和5年6月27日付け土浦市監査委員告示第11号で公表した令和5年度財政援助団体等に対する監査結果報告書に基づき、土浦市教育長から措置を講じた旨通知があったので、別添のとおり告示する。

令和8年2月20日

土浦市監査委員 市原和弘
土浦市監査委員 小坂博

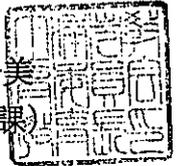




土教委発第142号
令和8年2月10日

土浦市監査委員 市原 和弘 殿
土浦市監査委員 小坂 博 殿

土浦市教育長 入野 浩美
(担当課：スポーツ振興課)



令和5年度財政援助団体等監査の結果に基づく措置状況について（通知）

監査の結果に基づき下記のとおり措置を講じたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

記



(2) 間接補助先の繰越額が増加していることについて

土浦市スポーツ協会（以下「市スポーツ協会」という。）が各地区スポーツ協会に補助金を交付している事業については、一部確認できない団体があるものの、各地区スポーツ協会が自主財源として会費、分担金、繰越金等を集め、実施しているようである。

市の補助金は、財政的援助であるから、間接的に補助している各地区スポーツ協会についても、その自主財源を優先して事業の実施に必要な経費に充て、足りない分について市の補助金を充てるべきであるが、繰越額が増加している地区がいくつかあり、市に返還すべき額がそのまま繰り越されている可能性があるため、各地区スポーツ協会が市スポーツ協会に提出した実績報告書の内容を改めて精査し、不用額があれば、返還を求めるべきである。

(3) 補助金の交付決定前に実施した事業の取扱いが明確でないことについて

補助金の交付対象となる事業は、交付決定を受けた後に着手したものが一般的であるが、本件補助金では、補助金の交付決定以前に実施した事業もその対象としている。

補助金の交付決定を受ける前に実施した事業については、補助金の交付対象となるか明らかになる前に事業に着手しているため、交付の条件に合わせて事業内容を変更することができないので、場合によっては、補助対象とならないことも考えられるが、そのような事業も補助対象とするならば、その旨を土浦市スポーツ振興事業補助金交付要項（以下「スポーツ振興要項」という。）で定め、補助対象となる事業の範囲を明確にすべきである。

(5) 補助金の交付決定時の額の算定根拠が明確でないことについて

補助金の交付決定額は、補助対象となる事業の計画及びその予算から補助対象となる経費を抽出し、積算した額に補助率を乗じ、又は上限額に応じて決定するものと考えられるが、補助金の交付決定の際の起案にはその記載がなく、何を対象経費として補助額を決定したかわからないものであった。

市スポーツ協会には、市の補助金以外に県の補助金、繰越金、受託料等の収入があるが、そのうち受託料は、市が委託した市民体育祭の開催に関するもので補助対象の事業ではなく、別に収支を管理すべきものである。

また、各地区スポーツ協会及び専門部に補助金として交付する分については、それぞれが実施する事業の実施内容や収支予算に関する資料及び予算の執行内容の詳細が分かる資料が提出されておらず、補助の対象となるか判断できないため、補助金の交付決定に必要な書類の提出を求め、補助対象経費及び補助額を精査した上で補助金の交付を決定すべきである。

(6) 間接補助に係るルールがないことについて

市が補助金を交付した団体がその補助金の中からその下部組織等に補助金を交付した場合は、その下部組織等に交付された補助金に関しては、市の監査権限はない。

しかし、市としては、補助金として交付したものに変わりはないので、補助金を交付した団体と同様にその下部組織等にも補助金の公正かつ効率的な使用を求める必要がある。

間接補助として市スポーツ協会が各地区スポーツ協会及び専門部に補助することを認めるのであれば、スポーツ振興要項に準じたルールが必要であり、それがなければ、補助金の公正かつ効率的な使用を担保することができないことから、間接補助に係るルールを市スポーツ協会が作ることを条件に市の補助金の交付対象とするべきである。

(2) 間接補助先の繰越額が増加していることについて

土浦市スポーツ協会において、各地区スポーツ協会の実績報告書をもとに、各年度の補助対象事業に対する不用額が発生した場合には、補助金の返還をしていることを確認しました。今後とも実績報告書の内容精査を徹底し、不用額があれば返還を求めていきます。

(3) 補助金の交付決定前に実施した事業の取扱いが明確でないことについて

土浦市スポーツ協会から交付申請について、事業開始前に年間事業計画、予算書を精査し、補助金の交付決定を行えるように対応します。また、交付決定前の事業があった場合には補助対象外とし、交付決定以後の事業についてのみ補助対象として取扱うこととします。

(5) 補助金の交付決定時の額の算定根拠が明確でないことについて

土浦市スポーツ協会から、事業計画内容及び予算書を提出してもらい、対象経費及び補助額を確認することとしました。また、受託料については、収支簿を別管理するように指導しました。

そのほか、各地区スポーツ協会及び専門部から、計画内容及び予算書を提出してもらい、対象経費及び補助額を確認することとしました。

(6) 間接補助に係るルールがないことについて

土浦市スポーツ協会において、土浦市スポーツ協会事業費交付要項を作成しました。また、補助金実績報告書に補助対象経費の具体的な記載欄を設け、その積算の記録を明記することにしました。